

令和 5 年度個別避難計画作成事業の総括

総合政策局危機管理部防災対策課

【個別避難計画とは】

- ・高齢者や障害者等の避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、災害時に「誰が支援して」、「どこに避難するか」、「避難するときにどのような配慮が必要になるか」などを記載した個別の避難行動計画。
- ・令和3年5月の災害対策基本法改正により、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となった。

【個別避難計画の作成対象者】

「避難行動要支援者名簿」に登録されているの方のうち、優先度の高い方から順次、個別避難計画の作成を進めている。

■避難行動要支援者名簿登載者

- ・高齢者（65歳以上の一人暮らしの方で、介護保険の要介護1・2又は要支援1・2の認定を受けている方）
- ・要介護認定者（介護保険の要介護3・4・5の認定を受けている方）
- ・障害者（身体障害者手帳（種別・等級ごとの定めあり）、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A又は㊶）
- ・難病患者（難病患者のうち身体障害1・2級の方、小児慢性特定疾病児童等のうち療養負担荷重患者の方）
- ・認定要支援者（手上げにより名簿掲載を希望する者）

【庁内の体制について】

庁内の防災・保健福祉等の関係課で構成されるプロジェクトチームを令和3年度に設置し、個別避難計画の作成に向けた各種事項について協議している。

令和5年度個別避難計画作成事業について

【事業実績】

- ・ R5年度は、200件（福祉専門職：100件、民間事業者：100件）の計画作成を予定し、160件（福祉専門職：76件、民間事業者：84件）の計画作成することができた。
（これまでの作成件数 R3年度34件、R4年度63件、R5年度160件 計257件）
- ・ 計画作成対象者は、下記要件のいずれかに該当し、計画作成の同意が得られた要支援者
 - ①土砂災害（特別）警戒区域に居住する者
 - ②医療機器用の電源喪失により生命の維持に懸念がある者
 - ③浸水想定（洪水、内水）が2m以上の区域に居住する者
 - ④重症心身障害児
 - ⑤要介護度・障害支援区分が高い者のうち特に支援を要する者
- ・ 計画作成にあたり、対象者の情報提供を委託事業者から担当する福祉専門職に依頼
※福祉専門職による情報提供について対象者の同意が得られた場合のみ）

	要件① 土砂災害	要件② 電源喪失	要件③ 浸水想定2m	要件④ 重症心身	要件⑤ 要介護5、支援区分6	その他	合計	実際の 作成件数
R3年度	1	0	1	0	0	32	34	34
R4年度	19	44	0	0	0	0	63	63
R5年度	18	65	71	54	35	0	243	160
合計	38	109	72	54	35	32	340	257

※R5年度の件数は、1件が複数項目に該当する場合、重複して計上しているため、実数とは異なる。

令和5年度個別避難計画作成事業について

【委託方式】

R5年度については、R3年度モデル（福祉専門職への個別委託方式）とR4モデル（民間事業者への一括委託方式）を作成対象者の要件に応じて委託先を分けて作成を行った。

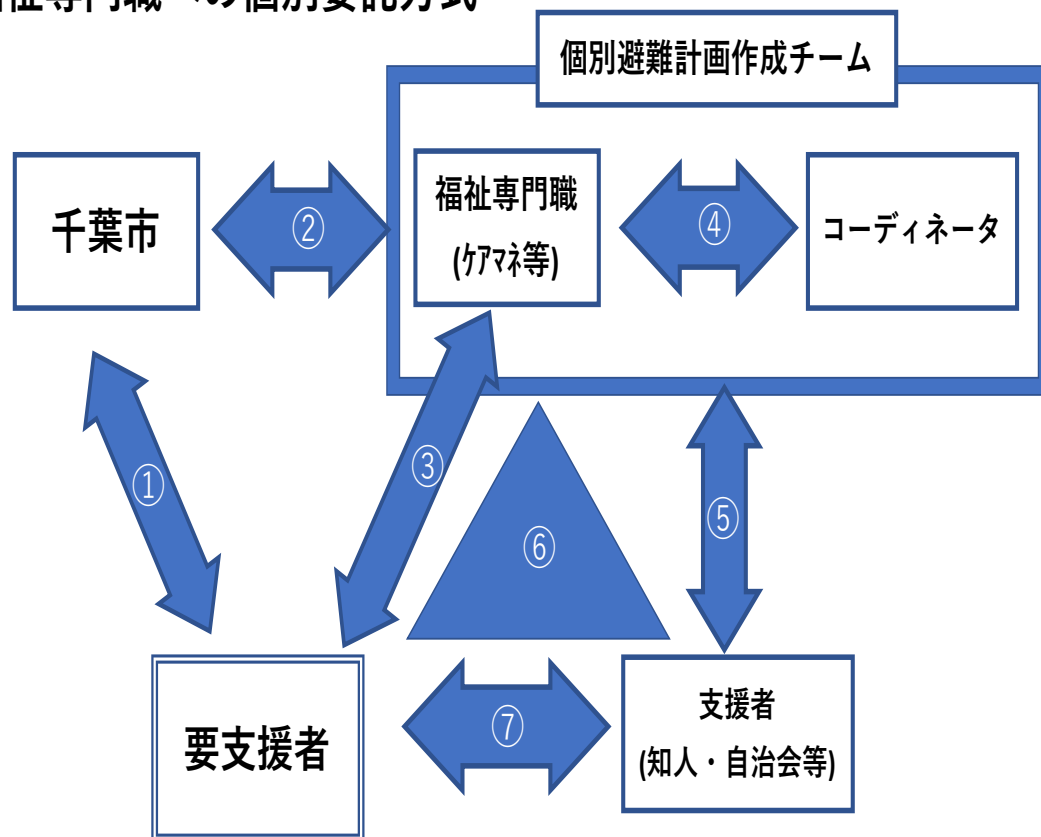
【経緯】

R5年度予算編成時点では、民間事業者に一括で委託するR4年度モデルの方が実施計画上の作成計画の確実な達成という観点から、主に作成効率の面で有利であると整理していたが、R4年度の実施過程において、医療的ケア児者等については、対象者のことをより深く理解している福祉専門職による作成でないと実効性のある計画作成が困難な場合があることが分かった。

項目	R3モデル（福祉専門職）	R4モデル（民間事業者）
計画内容	△ 計画書ごとに作成者（委託先）が異なるため、内容の充実度に差が生じることが想定される。	○ 同一の事業者が作成するため、成果物の内容が画一的になり、管理や活用にあたり方針が立てやすい。
作成の担保	△ 要支援者を担当する福祉専門職がいない場合や福祉専門職がついている場合でも業務多忙等により事業の委託を断られることが想定される。	○ 担当する福祉専門職の有無等にかかわらず作成が可能
作成効率	× 作成1件ごとに受託者（福祉専門職）に対する事業説明や各種調整を行う必要がある。	○ 契約締結後、一斉に作成に取りかかることができる。
作成費用/件	○ 7,000円/件 ケアマネジャー等は、日常業務と並行して作成可能	△ 対象者の情報収集作業や個別に訪問日程の調整等を行う必要がある。
職員事務負担	× 個別に委託契約を締結する必要があるため、事務負担が膨大	○ 契約は1本で済むため、事務負担が少ない。

令和3年度実施モデル

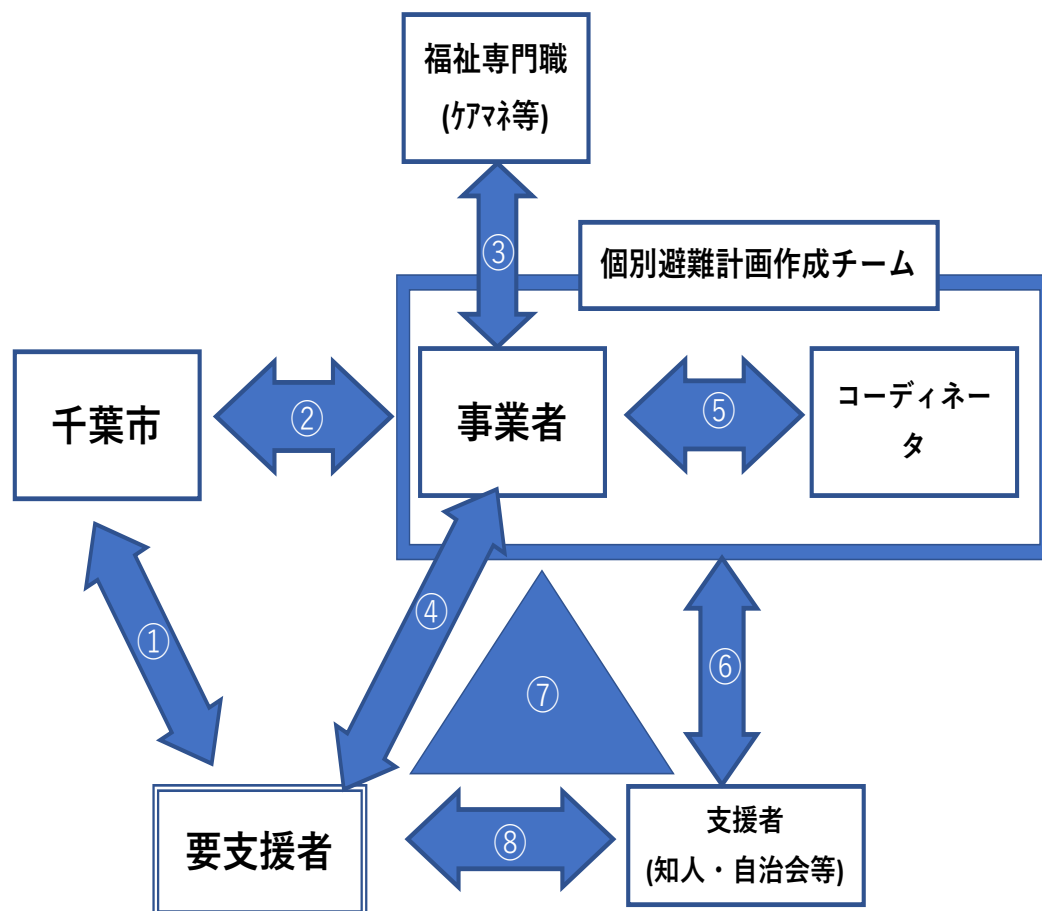
福祉専門職への個別委託方式



- ①千葉市から要支援者に対して個別避難計画の作成を打診し同意を得られた場合に着手。
- ②千葉市と福祉専門職との間で委託契約を締結する。1件：7,000円（令和3年度実績）
- ③福祉専門職が要支援者本人と面談し、個別避難計画書の基本的事項を作成する。
- ④福祉専門職とコーディネータが協力して個別避難計画書を完成させる。
- ⑤支援者を選定する。
- ⑥要支援者、作成チーム、支援者間で支援方法等の検討を行う。
- ⑦要支援者と支援者間での日頃からの連携

令和4年度実施モデル

民間事業者等への一括委託方式



- ①千葉市から要支援者に対して個別避難計画作成を打診し同意を得られた場合に着手。
(福祉専門職の持つ個人情報利用の同意含む)
- ②千葉市と民間事業者間で委託契約を締結する。
1件：15,000円（令和4年度実績）
- ③事業者から福祉専門職へのヒアリング等により本人の情報を事前に把握する。
- ④民間事業者が要支援者本人と面談し、個別避難計画書の基本的事項を作成する。
- ⑤事業者とコーディネータが協力して個別避難計画書を完成させる。
- ⑥支援者を選定する。
- ⑦要支援者、作成チーム、支援者間で支援方法等の検討を行う。
- ⑧要支援者と支援者間での日頃からの連携

【効果】

- ・要件に応じて委託先を分けることによって、効率的に計画作成を進めることができた。
また、作成要領を示すことで、対象者ごとに実効性の高い計画となった。
(福祉事業者)
- ・委託前に計画様式の変更を行ったことで、従来と比較して専門的な事項を記載できた。
- ・日頃から対象者と接している福祉専門職（相談支援専門員、ケアマネジャー）が作成することで対象者からの同意を得やすい。
(民間事業者)
- ・R4年度の倍近くの件数を作成することができた。

【課題】

- ・委託先が多岐に渡るため、それぞれの事業所の進捗管理等が煩雑である。
- ・R6年度はR5年度の倍である400件の計画作成を予定しており、今まで以上に時間がかかるため、効率的かつ委託先と密に連絡を取りながら進める必要がある。
(民間事業者)
- ・発注者受注者間の連携がうまく取れないときがあったため、連絡手段や頻度等を明確にする必要がある。
- ・検査により手戻りが多数生じたため、事務要領を提供するだけでなく、作成研修会を開催するなど、作成者に計画の意義を明確に伝える必要がある。